

厚生労働省 静岡労働局 発表
公表日 令和7年12月19日(金)

担当	静岡労働局 職業対策課 課長 松井 和仁 課長補佐 菅沼 健一 障害者雇用担当官 横地 友貴 電話 054-271-9970
----	--

令和7年 静岡県内の障害者雇用状況の集計結果

民間企業の雇用障害者数15,353.5人、実雇用率2.44%

雇用障害者数16年連続、実雇用率13年連続、過去最高を更新

静岡労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

1 <民間企業> 【法定雇用率2.5%】

- ・雇用障害者数 15,353.5人 (対前年差471.5人増加)
- ・実雇用率 2.44% (対前年比0.01ポイント上昇)
- ・法定雇用率達成企業割合 52.1% (対前年比0.7ポイント上昇)

2 <公的機関> 【同2.8%、静岡県などの教育委員会は2.7%】※()は前年の値

- 県
 - ・雇用障害者数 2460人 (228.5人)、実雇用率2.90% (2.78%)
- 市町等
 - ・雇用障害者数 1,089.0人 (1,018.5人)、実雇用率2.60% (2.64%)
- 教育委員会
 - ・雇用障害者数 5420人 (519.5人)、実雇用率2.26% (2.23%)

3 <独立行政法人等> 【同2.8%】※()は前年の値

- ・雇用障害者数 1680人 (173.0人)、実雇用率2.44% (2.87%)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

【総括表1、第1表、第2表、第8表、第9表】

①民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は15,353.5人で、前年より471.5人増加（対前年比3.2%増）し、16年連続で過去最高を更新した。

②雇用者のうち、身体障害者は7,808.5人（対前年比0.6%増）、知的障害者は4,508.5人（対前年比2.4%増）、精神障害者は3,036.5人（対前年比11.6%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

③実雇用率は、13年連続で過去最高の2.44%（前年は2.43%）、法定雇用率達成企業の割合は52.1%（同51.4%）であった。

（2）企業規模別の状況【第3表、第4表】

①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0人以上100人未満規模企業で2,794.0人、100人以上300人未満で3,898.0人、300人以上500人未満で1,573.5人、500人以上1,000人未満で1,996.5人、1,000人以上で5,091.5人であった。

②実雇用率は、法定雇用率2.5%と比較すると、
→500人以上1,000人未満(2.56%)、1,000人以上(2.64%)については上回っている。
→40.0人以上100人未満(2.14%)、100人以上300人未満(2.43%)、300人以上500人未満(2.33%)については下回っている。

③法定雇用率達成企業の割合は、40.0人以上100人未満が49.5%、100人以上300人未満が58.3%、300人以上500人未満が46.2%、500人以上1,000人未満が51.3%、1,000人以上が60.3%であった。

（3）産業別の状況【第5表、第6表】

①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が434.5人（2.8%）、「製造業」が5,962.5人（38.8%）、「情報通信業」が215.5人（1.4%）、「運輸業、郵便業」が972.5人（6.3%）、「卸売業・小売業」が2,049.0人（13.3%）、「金融業、保険業」が460.5人（3.0%）、「不動産業、物品賃貸業」が253.5人（1.7%）、「宿泊業、飲食サービス業」が258.5人（1.7%）、「生活関連サービス業、娯楽業」が349.0人（2.3%）、「教育、学習支援業」が154.5人（1.0%）、「医療、福祉」が2,762.5人（1.8%）であった。

人(18.0%)、「複合サービス事業」が184.0人(1.2%)、「サービス業」が996.5人(6.5%)であった。

※()内は構成比

②法定雇用率を上回っているのは、「農・林・漁業」(5.61%)、「鉱業、採石業、砂利採取業」(2.86%)、「金融業、保険業」(2.54%)、「生活関連サービス、娯楽業」(2.94%)、「医療、福祉」(3.14%)であった。

※()内は実雇用率

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第7表】

①令和7年の法定雇用率未達成企業は1,671社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が1,170社(構成比70.0%)と多くを占めている。

②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は996社であり、未達成企業に占める割合は、59.6%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)【総括表2(1)、第10表、第11表、第18表】

県の機関に在職している障害者の数は246.0人で、前年より7.7%(17.5人)増加しており、実雇用率は2.90%と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。

3機関中2機関が法定雇用率を達成。

【未達成の県の機関】

静岡県立静岡がんセンター

(2) 市町等の機関(法定雇用率2.8%)【総括表2(2)、第12表、第13表、第19表】

市町等の機関に在職している障害者の数は1,089.0人で、前年より6.9%(70.5人)増加しているが、実雇用率は2.60%と、前年に比べ0.04ポイント低下(*)した。

48機関中26機関が法定雇用率を達成。

*昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

【未達成の市町等の機関】(※の機関は令和7年12月1日までに達成済み)

静岡市、富士宮市(※)、伊東市(※)、島田市(※)、下田市、湖西市(※)、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市(※)、南伊豆町、小山町、森町、東伊豆町教育委員会、西伊豆町教育委員会、浜松市上下水道部(※)、共立蒲原総合病院組合(※)、磐田市立総合病院、掛川市・袋井市病院企業団、藤枝市立総合病院、焼津市立総合病院、富士市立中央病院

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)【総括表2(3)、第14表、第15表、第20表】

県等の教育委員会に在職している障害者の数は542.0人で、前年より4.3%(22.5

人) 増加しており、実雇用率は2.26%と、前年に比べ0.03ポイント上昇した。

4機関中0機関が法定雇用率を達成。

【未達成の教育委員会】

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、富士市教育委員会

3 地方独立行政法人等における雇用状況

【総括表3、第16表、第17表、第21表】

地方独立行政法人等(法定雇用率2.8%)に雇用されている障害者の数は168.0人で、前年より2.9% (5.0人) 減少しており、実雇用率は2.44%と、前年に比べ0.43ポイント低下(*)した。

7機関中2機関が法定雇用率を達成。

*昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

【未達成の地方独立行政法人等】 (※の機関は令和7年12月1日までに達成済み)

国立大学法人静岡大学、国立大学法人浜松医科大学、地方独立行政法人静岡県立病院機構、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学 (※)

総括表

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	629,964.5人 (612,426.5人)	15,353.5人 [13,133人] (14,882.0人)	2.44% (2.43%)	1,819 / 3,490 (1,765 / 3,433)	52.1% (51.4%)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 静岡県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県の機関	8,479.0人 (8,224.0人)	246.0人 [187人] (228.5人)	2.90% (2.78%)	2 / 3 (2 / 3)	66.7% (66.7%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	41,844.0人 (38,523.5人)	1,089.0人 [843人] (1,018.5人)	2.60% (2.64%)	26 / 48 (26 / 47)	54.2% (55.3%)

※市町の機関のうち未達成であった機関のうちの7機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(3) 静岡県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県等の教育委員会	24,000.5人 (23,259.0人)	542.0人 [445人] (519.5人)	2.26% (2.23%)	0 / 4 (1 / 4)	0.0% (25.0%)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	6,898.5人 (6,033.0人)	168.0人 [127人] (173.0人)	2.44% (2.87%)	2 / 7 (6 / 7)	28.6% (85.7%)

※地方独立行政法人等のうち未達成であった1機関は、令和7年8月1日までに達成済み。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、静岡県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。

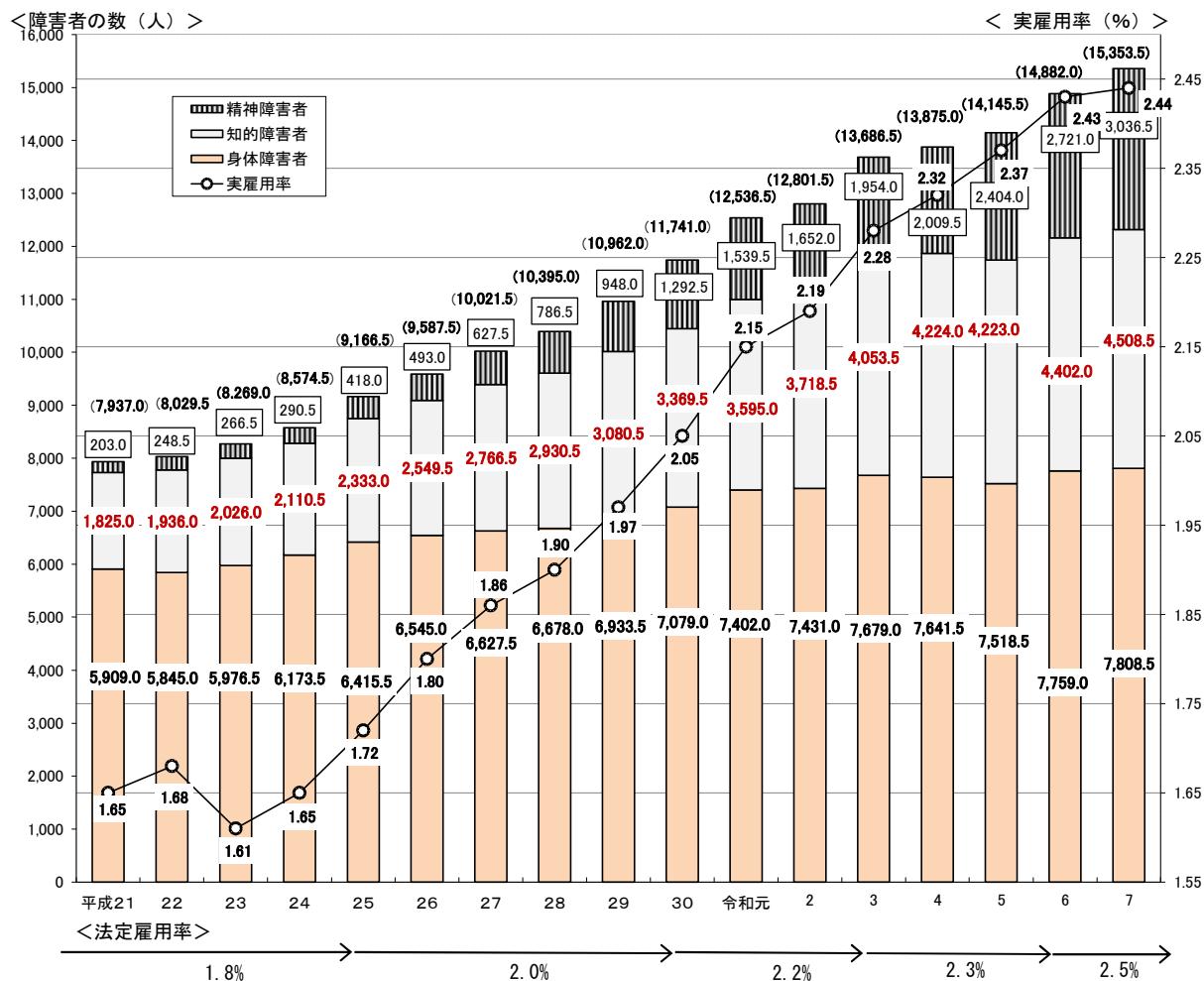
5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

7 特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率、雇用障害者数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降
平成22年まで [身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）]

平成23年以降
令和5年まで [身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者（重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）] (※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

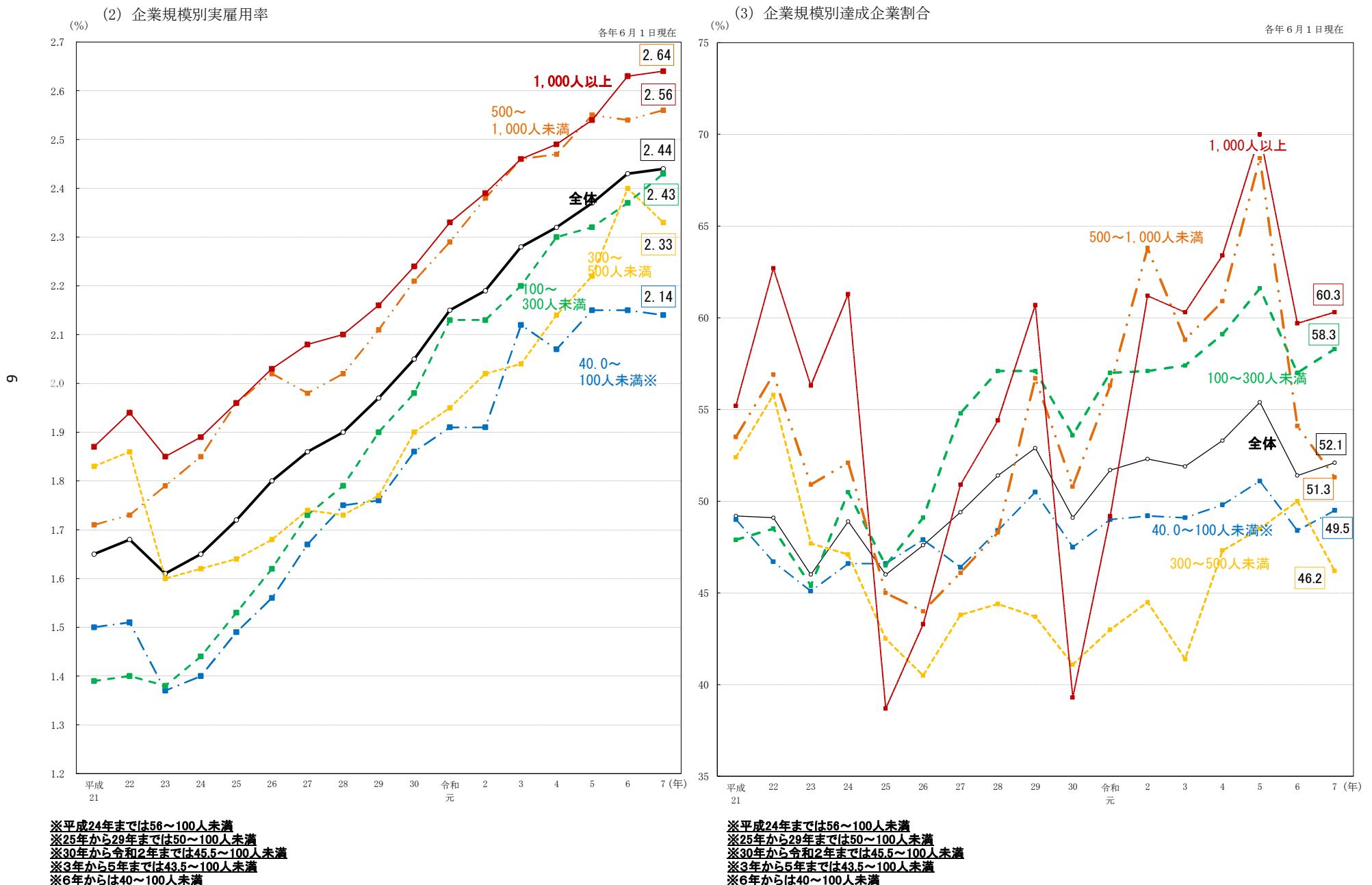
① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 [身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）]

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年は2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | | | | | | | | |
|---|--|---------------|--------|----------------|--|-------------|--------|---|--|
| ○ 民間企業 | <table border="0"><tr><td>一般の民間企業</td><td>2. 5 %</td></tr><tr><td colspan="2">(40.0人以上規模の企業)</td></tr><tr><td>特殊法人等</td><td>2. 8 %</td></tr><tr><td colspan="2">〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</td></tr></table> | 一般の民間企業 | 2. 5 % | (40.0人以上規模の企業) | | 特殊法人等 | 2. 8 % | 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | |
| 一般の民間企業 | 2. 5 % | | | | | | | | |
| (40.0人以上規模の企業) | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | 2. 8 % | | | | | | | | |
| 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) | | | | | | | | |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

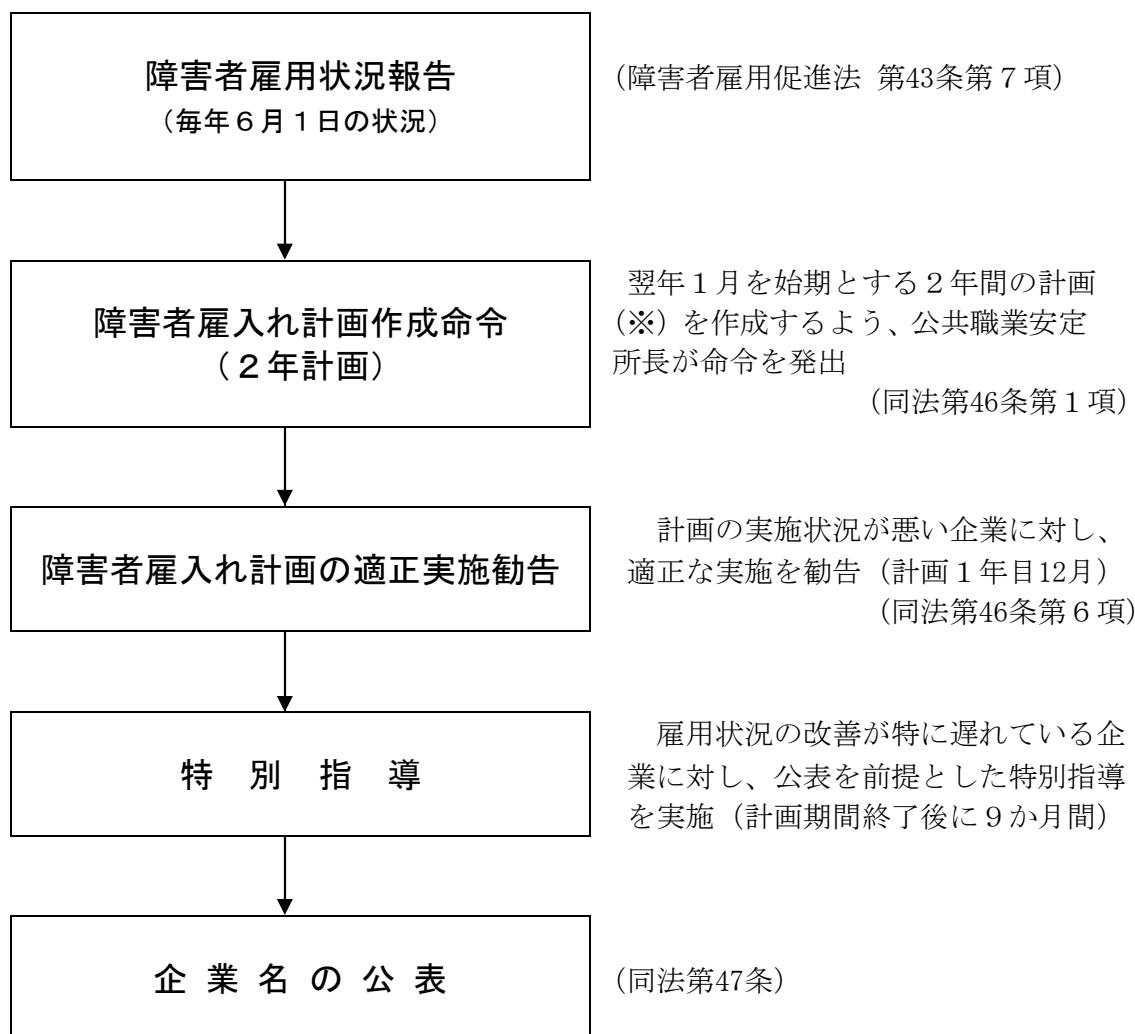
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に對し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和6年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 10社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 1社
 - * 「特別指導」の実施 1社
- 雇入れ計画を実施中の企業 6社 (令和6年度末現在)
- 本県における企業名公表について
本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は、これまで、平成17年に実施した1社。

※ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

静岡労働局職業安定部職業対策課
(令和7年6月1日現在)

第1表 障害者雇用の概況

区分	① 企 業 数 (社)	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(人) [注1]	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 $\frac{\text{③F} - \text{②}}{\text{②}} \times 100$ (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達 成企業割合 (%)		
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者 [注3]	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労 働者[注3]	C.重度以外の身 体障害者、知的 障害者及び精神 障害者[注3]	D.重度以外の身 体障害者及び知 的障害者である 短時間労働者 [注3]	E.重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精神 障害者である特 定短時間労働者 [注3]	F. 計 $A \times 2 + B + C$ + $(D + E) \times 0.5$ [注2]	G. うち新規雇 用分 [注4]				
静岡県	令 和 7 年	3,490	629,964.5	2,902	1,254	7,614	928	435	15,353.5	1,411.5	2.44	1,819	52.1
	対前年増減数	57	17,538.0	23	39	341	▲ 17	108	471.5	▲ 10.5	0.01	54	0.7
	令 和 6 年	(3,433)	(612,426.5)	(2,879)	(1,215)	(7,273)	(945)	(327)	(14,882.0)	(1,422.0)	(2.43)	(1,765)	(51.4)
全 国	令 和 7 年	120,467	29,210,526.0	131,865	56,620	355,741	38,811	18,227	704,610.0	75,079.5	2.41	55,434	46.0
	令 和 6 年	(117,239)	(28,162,399.0)	(130,135)	(54,411)	(336,004)	(39,558)	(13,995)	(677,461.5)	(71,875.5)	(2.41)	(53,875)	(46.0)

〔第1表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

第2表 障害種別雇用の状況

区分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)						
		A. 実障害者数 〔注1〕	B. 算出障害者数 〔注1〕	A. 重度身体障害者 〔注4〕	B. 重度身体障害者である短時間労働者 〔注4〕	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 〔注4〕	E. 重度身体障害者である短時間労働者 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ 〔注2〕〔注3〕	G. うち新規雇用分 〔注5〕	A. 重度知的障害者 〔注4〕	B. 重度知的障害者である短時間労働者 〔注4〕	C. 重度以外の知的障害者 〔注4〕	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 〔注4〕	E. 重度知的障害者である特定短時間労働者 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ 〔注2〕〔注3〕	G. うち新規雇用分 〔注5〕	C. 精神障害者 〔注4〕	D. 精神障害者である特定短時間労働者 〔注4〕	E. 精神障害者である特定期間労働者 〔注4〕	F. 計 $C + D + E \times 0.5$ 〔注3〕	G. うち新規雇用分 〔注5〕
静岡県	令和7年	13,133	15,353.5	2,289	257	2,738	326	145	7,808.5	454.5	613	138	2,823	602	41	4,508.5	354.0	2,053	859	249	3,036.5	603.0
	対前年増減数	494	471.5	27	▲ 33	0	32	25	49.5	▲ 75.0	▲ 4	▲ 8	141	▲ 49	12	106.5	▲ 15.5	200	80	71	315.5	80.0
	令和6年	(12,639)	(14,882.0)	(2,262)	(290)	(2,738)	(294)	(120)	(7,759.0)	(529.5)	(617)	(146)	(2,682)	(651)	(29)	(4,402.0)	(369.5)	(1,853)	(779)	(178)	(2,721.0)	(523.0)
全国	令和7年	601,264	704,610.0	108,818	13,332	131,727	16,201	6,238	373,914.5	27,025.0	23,047	4,425	99,821	22,610	1,017	162,153.5	14,754.0	124,193	38,863	10,972	168,542.0	33,300.5
	令和6年	(574,103)	(677,461.5)	(107,220)	(13,040)	(130,667)	(16,593)	(5,011)	(368,949.0)	(26,889.0)	(22,915)	(4,469)	(95,510)	(22,965)	(1,008)	(157,795.5)	(14,456.0)	(109,827)	(36,902)	(7,976)	(150,717.0)	(30,530.5)

〔第2表の注〕

1 ①A欄の「実障害者数」は②③④A、B、C、D、E欄及び④C、D、E欄の計であり、①B欄の「算出障害者数」は②③④F欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④E欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③B欄及び④D欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のAC欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のBD欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のE欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

【参考】就労継続支援A型事業所における障害者雇用状況

	算定基礎労働者数	重度身体障害者	重度身体障害者(短時間)	重度以外の身体障害者	重度以外の身体障害者(短時間)	重度身体障害者(特定短時間)	身体障害者計	重度知的障害者(短時間)	重度以外の知的障害者	重度知的障害者(短時間)	重度以外の知的障害者(短時間)	知的障害者計	精神障害者	精神障害者(短時間)	精神障害者(特定短時間)	精神障害者計	障害者計	
A型事業所	702.0	8	20	12	36	2	67.0	6	26	55	249	0	217.5	22	307	0	329.0	613.5

※就労継続支援A型事業所に該当するものとして報告された37事業所について集計を行ったもの。(算定基礎労働者数、身体障害者計、知的障害者計、障害者計欄の算出にあたっては、上記と同様のカウントにて算出している。)

第3表 障害者雇用の概況(規模別)

規 �模		① 企 業 数 (社)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人) 〔注1〕	③ 障害者の数(人)							④ 実雇用率 ③F ÷ ② × 100 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業数 〔注4〕	⑥ 法定雇用率達成企業割合(%)
		A.重度身体障害者及び重度知的障害者〔注3〕	B.重度身体障害者〔注4〕	C.重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者〔注3〕	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者〔注3〕	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者〔注3〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ 〔注2〕	G. うち新規雇用分 〔注4〕					
400人～ 100人未満	令 和 7 年	2,115	130,735.0	474	403	1,242	343	59	2,794.0	290.0	2.14	1,047	49.5
	令 和 6 年	(2,064)	(126,948.5)	(452)	(385)	(1,254)	(323)	(46)	(2,727.5)	(336.0)	(2.15)	(999)	(48.4)
100人～ 300人未満	令 和 7 年	1,006	160,485.0	694	377	1,943	263	117	3,898.0	407.0	2.43	586	58.3
	令 和 6 年	(994)	(155,321.0)	(670)	(365)	(1,796)	(287)	(82)	(3,685.5)	(348.5)	(2.37)	(567)	(57.0)
300人～ 500人未満	令 和 7 年	184	67,595.5	310	119	753	100	63	1,573.5	126.5	2.33	85	46.2
	令 和 6 年	(186)	(66,413.5)	(313)	(141)	(760)	(107)	(31)	(1,596.0)	(167.5)	(2.40)	(93)	(50.0)
500人～ 1,000人未満	令 和 7 年	117	77,943.0	399	142	990	93	40	1,996.5	154.5	2.56	60	51.3
	令 和 6 年	(122)	(79,223.5)	(430)	(136)	(949)	(96)	(43)	(2,014.5)	(175.0)	(2.54)	(66)	(54.1)
1,000人以上	令 和 7 年	68	193,206.0	1,025	213	2,886	129	156	5,091.5	433.5	2.64	41	60.3
	令 和 6 年	(67)	(184,520.0)	(1,014)	(188)	(2,514)	(132)	(125)	(4,858.5)	(395.0)	(2.63)	(40)	(59.7)
合 計	令 和 7 年	3,490	629,964.5	2,902	1,254	7,614	928	435	15,353.5	1,411.5	2.44	1,819	52.1
	令 和 6 年	(3,433)	(612,426.5)	(2,879)	(1,215)	(7,273)	(945)	(327)	(14,882.0)	(1,422.0)	(2.43)	(1,765)	(51.4)

〔第3表の注〕 第1表と同じ

第4表 障害種別雇用の状況(規模別)

規 模		① 障害者の数(人)	② 身体障害者の数(人)	③ 知的障害者の数(人)	④ 精神障害者の数(人)																	
		A.実障害者数 〔注1〕	B.算出障害者数 〔注1〕	A.重度知的障害者 〔注4〕	B.重度知的障害者である短時間労働者 〔注4〕	C.重度以外の知的障害者 〔注4〕	D.重度以外の知的障害者である短時間労働者 〔注4〕	E.重度知的障害者 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ 〔注2〕	G. うち新規雇用分 〔注5〕	H.重度以外の知的障害者である短時間労働者 〔注4〕	I.重度知的障害者である短時間労働者 〔注4〕	J.重度以外の知的障害者である短時間労働者 〔注4〕	K.精神障害者 〔注4〕	L.精神障害者である短時間労働者 〔注4〕	M.精神障害者である短時間労働者 〔注4〕	N.精神障害者である短時間労働者 〔注4〕	O.うち新規雇用分 〔注5〕				
400人～ 100人未満	令 和 7 年	2,521	2,794.0	358	61	489	96	20	1,324.0	-	116	21	454	247	14	837.5	-					
	令 和 6 年	(2,460)	(2,727.5)	(337)	(73)	(488)	(80)	(16)	(1,283.0)	(-)	(115)	(26)	(453)	(243)	(8)	(834.5)	(-)	(313)	(286)	(22)	(610.0)	(-)
100人～ 300人未満	令 和 7 年	3,394	3,898.0	549	75	739	94	41	1,979.5	-	145	67	717	169	9	1,163.0	-	487	235	67	755.5	-
	令 和 6 年	(3,200)	(3,685.5)	(521)	(81)	(731)	(91)	(33)	(1,916.0)	(-)	(149)	(66)	(650)	(196)	(10)	(1,117.0)	(-)	(415)	(218)	(39)	(652.5)	(-)
300人～ 500人未満	令 和 7 年	1,345	1,573.5	260	30	276	47	24	861.5	-	50	18	281	53	6	428.5	-	196	71	33	283.5	-
	令 和 6 年	(1,352)	(1,596.0)	(256)	(43)	(286)	(44)	(12)	(869.0)	(-)	(57)	(19)	(251)	(63)	(3)	(417.0)	(-)	(223)	(79)	(16)	(310.0)	(-)
500人～ 1,000人未満	令 和 7 年	1,664	1,996.5	293	44	345	34	10	997.0	-	106	15	362	59	6	621.5	-	283	83	24	378.0	-
	令 和 6 年	(1,654)	(2,014.5)	(318)	(44)	(347)	(33)	(17)	(1,052.0)	(-)	(112)	(21)	(362)	(63)	(4)	(640.5)	(-)	(240)	(71)	(22)	(322.0)	(-)
1,000人以上	令 和 7 年	4,209	5,091.5	829	47	889	55	50	2,646.5	-	196	17	1,009	74	6	1,458.0	-	788	149	100	987.0	-
	令 和 6 年	(3,973)	(4,858.5)	(830)	(49)	(886)	(46)	(42)	(2,639.0)	(-)	(184)	(14)	(966)	(86)	(4)	(1,393.0)	(-)	(662)	(125)	(79)	(826.5)	(-)
合 計	令 和 7 年	13,133	15,353.5	2,289	257	2,738	326	145	7,808.5	454.5	613	138	2,823	602	41	4,508.5	354.0	2,053	859	249	3,036.5	603.0
	令 和 6 年	(12,639)	(14,882.0)	(2,262)	(290)	(2,738)	(294)	(120)	(7,759.0)	(529.5)	(617)	(146)	(2,682)	(651)	(29)	(4,402.0)	(369.5)	(1,853)	(779)	(178)	(2721.0)	(523.0)

〔第4表の注〕 第2表と同じ

第5表 障害者雇用の概況(産業別)

区分	(社) ① 企 業 数	(社) ② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人) [注1]	(3) 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔(3)÷(2)×100〕 (%)	(社) ⑤ 法定雇用率達成企業数	(%) ⑥ 法定雇用率達成企業割合	
			A.重度身体障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者 [注3]	C.重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間労働者 [注3]	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 [注3]	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 [注3]	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 G. うち新規雇用分 [注4]				
A・B 農、林、漁業	(9) (10)	(837.5) (849.0)	(10) (6) (6)	(19) (14) (14)	(3) (4) (4)	(1) (0) (0)	(47.0) (42.0) (42.0)	(7.5) (2.5) (2.5)	(5.61) (4.95) (4.95)	(5) (6) (6)	(55.6) (60.0) (60.0)	
C 純業、採石業、砂利採取業	(3) (3)	(175.0) (177.0)	(1) (1) (1)	(2) (2) (2)	(0) (0) (0)	(0) (1) (1)	(5.0) (5.5) (5.5)	(0.0) (0.0) (0.0)	(2.86) (3.11) (3.11)	(2) (2) (2)	(66.7) (66.7) (66.7)	
D 建設業	(166) (140)	(20,971.0) (16,935.5)	(100) (81) (31)	(48) (161) (161)	(180) (11) (11)	(2) (3) (3)	(434.5) (361.0) (361.0)	(60.0) (25.5) (25.5)	(2.07) (2.13) (2.13)	(88) (71) (71)	(53.0) (50.7) (50.7)	
E 製造業	(1,198) (1,231)	(244,613.0) (246,563.0)	(1,294) (1,309) (1,309)	(149) (166) (166)	(3,162) (3,014) (3,014)	(97) (88) (88)	(30) (26) (26)	(5,962.5) (5,855.0) (5,855.0)	(406.0) (364.5) (364.5)	(2.44) (2.37) (2.37)	(692) (664) (664)	(57.8) (53.9) (53.9)
9.10 食料品・たばこ	(163) (170)	(23,875.5) (24,409.5)	(98) (103) (30)	(25) (312) (312)	(320) (22) (22)	(28) (12) (11)	(561.0) (564.5) (564.5)	(57.5) (57.5) (57.5)	(2.35) (2.31) (2.31)	(95) (92) (92)	(58.3) (54.1) (54.1)	
11 繊維工業	(20) (18)	(1,420.0) (1,355.5)	(4) (4) (4)	(6) (11) (11)	(12) (1) (1)	(2) (2) (1)	(28.0) (27.0) (27.0)	(2.0) (1.5) (1.5)	(1.97) (1.99) (1.99)	(11) (11) (11)	(55.0) (61.1) (61.1)	
12.13 木材・家具	(23) (24)	(2,120.5) (2,254.5)	(10) (9) (0)	(1) (39) (39)	(32) (0) (0)	(0) (0) (0)	(53.0) (57.0) (57.0)	(2.0) (4.0) (4.0)	(2.50) (2.53) (2.53)	(14) (15) (15)	(60.9) (62.5) (62.5)	
14.15 パルプ・紙・印刷	(111) (115)	(14,202.5) (14,542.0)	(63) (61) (5)	(7) (169) (169)	(171) (4) (4)	(6) (2) (2)	(308.0) (299.0) (299.0)	(38.0) (12.0) (12.0)	(2.17) (2.06) (2.06)	(65) (62) (62)	(58.6) (53.9) (53.9)	
16~18 化学工業	(115) (117)	(15,078.0) (15,200.0)	(74) (69) (13)	(12) (154) (154)	(157) (11) (11)	(13) (3) (2)	(325.0) (311.5) (311.5)	(31.5) (32.0) (32.0)	(2.16) (2.05) (2.05)	(54) (51) (51)	(47.0) (43.6) (43.6)	
21 烹業・土石	(9) (10)	(826.0) (890.5)	(4) (3) (3)	(0) (1) (1)	(10) (10) (10)	(0) (0) (0)	(18.0) (17.0) (17.0)	(0.0) (3.0) (3.0)	(2.18) (1.91) (1.91)	(6) (4) (4)	(66.7) (40.0) (40.0)	
22 鉄鋼	(11) (10)	(1,953.5) (1,748.5)	(7) (7) (4)	(5) (30) (30)	(34) (0) (0)	(1) (0) (0)	(53.5) (48.0) (48.0)	(0.0) (1.0) (1.0)	(2.74) (2.75) (2.75)	(6) (6) (6)	(54.5) (60.0) (60.0)	
23 非鉄金属	(19) (19)	(5,598.5) (5,466.0)	(29) (30) (30)	(5) (3) (3)	(68) (60) (60)	(0) (0) (0)	(131.0) (123.0) (123.0)	(7.0) (6.0) (6.0)	(2.34) (2.25) (2.25)	(13) (9) (9)	(68.4) (47.4) (47.4)	
24 金属製品	(108) (106)	(9,747.5) (9,516.0)	(62) (59) (59)	(7) (7) (7)	(170) (160) (160)	(0) (1) (0)	(302.0) (285.5) (285.5)	(14.0) (14.0) (14.0)	(3.10) (3.00) (3.00)	(77) (71) (71)	(71.3) (67.0) (67.0)	
29 電気機械	(114) (116)	(33,105.0) (33,479.0)	(192) (198) (198)	(22) (23) (23)	(426) (420) (420)	(10) (9) (0)	(838.5) (843.5) (843.5)	(46.5) (40.0) (40.0)	(2.53) (2.52) (2.52)	(77) (72) (72)	(67.5) (62.1) (62.1)	
25~27 その他機械	(409) (419)	(116,556.5) (115,777.0)	(655) (668) (668)	(50) (63) (63)	(1,476) (1,360) (1,360)	(27) (29) (29)	(3) (5) (5)	(2,851.0) (2,776.0) (2,776.0)	(164.0) (152.5) (152.5)	(2.45) (2.40) (2.40)	(220) (218) (218)	(53.8) (52.0) (52.0)
28.32 その他製造業	(96) (107)	(20,129.5) (21,924.5)	(96) (98) (98)	(9) (10) (10)	(286) (289) (289)	(10) (11) (5)	(493.5) (503.0) (503.0)	(43.5) (41.0) (41.0)	(2.45) (2.29) (2.29)	(54) (53) (53)	(56.3) (49.5) (49.5)	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	(11) (11)	(3,710.0) (3,620.0)	(20) (20) (3)	(2) (31) (31)	(29) (1) (1)	(0) (0) (0)	(71.5) (74.5) (74.5)	(1.0) (8.0) (8.0)	(1.93) (2.06) (2.06)	(4) (5) (5)	(36.4) (45.5) (45.5)	
G 情報通信業	(77) (77)	(12,591.0) (11,991.0)	(51) (49) (49)	(9) (12) (12)	(101) (81) (81)	(6) (7) (2)	(215.5) (195.5) (195.5)	(27.0) (19.0) (19.0)	(1.71) (1.63) (1.63)	(30) (27) (27)	(39.0) (35.1) (35.1)	
H 運輸業、郵便業	(306) (260)	(44,620.0) (38,175.5)	(173) (145) (69)	(59) (510) (510)	(527) (77) (77)	(60) (32) (32)	(972.5) (923.5) (923.5)	(91.5) (86.0) (86.0)	(2.18) (2.42) (2.42)	(151) (137) (137)	(49.3) (52.7) (52.7)	
I 卸売業、小売業	(441) (444)	(86,921.5) (86,362.0)	(351) (342) (145)	(150) (1,021) (1,021)	(1,070) (135) (135)	(119) (110) (110)	(2,049.0) (1,972.5) (1,972.5)	(184.0) (211.0) (211.0)	(2.36) (2.28) (2.28)	(195) (187) (187)	(44.2) (42.1) (42.1)	
J 金融業、保険業	(32) (29)	(18,134.0) (17,904.0)	(118) (118) (118)	(14) (11) (11)	(208) (187) (187)	(5) (5) (1)	(460.5) (437.0) (437.0)	(41.0) (36.5) (36.5)	(2.54) (2.44) (2.44)	(18) (14) (14)	(56.3) (48.3) (48.3)	
K 不動産業、物品販賣業	(44) (45)	(12,287.5) (11,757.0)	(37) (40) (40)	(16) (22) (22)	(158) (155) (155)	(8) (4) (2)	(253.5) (260.0) (260.0)	(29.5) (50.5) (50.5)	(2.06) (2.21) (2.21)	(15) (17) (17)	(34.1) (37.8) (37.8)	
L 学術研究、専門・技術サービス	(63) (51)	(9,412.5) (6,584.0)	(26) (24) (24)	(30) (10) (10)	(90) (54) (54)	(527) (2) (0)	(177.0) (113.0) (113.0)	(38.0) (14.0) (14.0)	(1.88) (1.72) (1.72)	(25) (20) (20)	(39.7) (39.2) (39.2)	
M 宿泊業、飲食サービス	(96) (100)	(10,993.0) (11,542.5)	(31) (29) (29)	(37) (35) (35)	(125) (120) (120)	(45) (40) (21)	(258.5) (243.5) (243.5)	(40.0) (37.0) (37.0)	(2.35) (2.11) (2.11)	(53) (49) (49)	(55.2) (49.0) (49.0)	
N 生活関連サービス、娯楽業	(96) (93)	(11,862.5) (11,489.0)	(75) (83) (35)	(36) (145) (145)	(142) (29) (29)	(31) (5) (5)	(349.0) (363.0) (363.0)	(15.0) (21.5) (21.5)	(2.94) (3.16) (3.16)	(45) (50) (50)	(46.9) (53.8) (53.8)	
O 教育、学習支援業	(70) (69)	(8,729.5) (9,255.5)	(38) (39) (39)	(9) (19) (19)	(64) (70) (70)	(5) (9) (8)	(154.5) (175.5) (175.5)	(11.0) (9.0) (8)	(1.77) (1.90) (1.90)	(31) (34) (34)	(44.3) (49.3) (49.3)	
P 医療、福祉	(510) (493)	(88,027.0) (82,449.5)	(364) (369) (562)	(603) (1,114) (1,114)	(1,143) (461) (461)	(459) (77) (77)	(2,762.5) (2,683.0) (2,683.0)	(318.0) (365.0) (365.0)	(3.14) (3.25) (3.25)	(300) (306) (306)	(58.8) (62.1) (62.1)	
Q 複合サービス事業	(25) (27)	(8,465.5) (8,940.5)	(42) (45) (45)	(9) (10) (9)	(88) (97) (4)	(2) (1) (1)	(184.0) (199.5) (199.5)	(10.0) (19.0) (19.0)	(2.17) (2.23) (2.23)	(9) (12) (12)	(36.0) (44.4) (44.4)	
R サービス業	(343) (350)	(47,614.0) (47,831.5)	(171) (175) (78)	(76) (497) (68)	(506) (74) (38)	(71) (978.0) (978.0)	(996.5) (132.0) (138.5)	(2.09) (2.04) (2.04)	(156) (164) (164)	(45.5) (46.9) (46.9)		
合 計	(3,490) (3,433)	(629,964.5) (612,426.5)	(2,902) (2,879) (1,215)	(1,254) (7,614) (7,273)	(928) (945) (945)	(435) (327) (327)	(15,353.5) (14,882.0) (14,882.0)	(1,411.5) (1,422.0) (1,422.0)	(2.44) (2.43) (2.43)	(1,819) (1,765) (1,765)	(52.1) (51.4) (51.4)	

(第5表の注) 第1表と同じ

第6表 障害種別雇用の状況(産業別)

区分	(1) 障害者の数(人)		(2) 身体障害者の数(人)						(3) 知的障害者の数(人)						(4) 精神障害者の数(人)							
	A.実障害者数 〔注1〕	B.算出障害者数 〔注1〕	A.重度身体 障害者 〔注4〕	B.重度身体 障害者である 短時間労働者 〔注4〕	C.重度以外の 身体障害者 〔注4〕	D.重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者 〔注4〕	E.重度身体 障害者である 短時間労働者 〔注4〕	F.計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ 〔注2〕〔注3〕	G.うち新規雇 用分 〔注5〕	A.重度知的 障害者 〔注4〕	B.重度知的 障害者である 特定短时 間労働者 〔注4〕	C.重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者 〔注4〕	D.重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者 〔注4〕	E.重度知的 障害者である 短時間労働者 〔注4〕	F.計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ 〔注2〕〔注3〕	G.うち新規雇 用分 〔注5〕	A.精神障害 者 〔注4〕	B.精神障害 者である短時 間労働者 〔注4〕	C.精神障害 者である特定 短時間労働者 〔注4〕	D.精神障害 者である短時 間労働者 〔注4〕	E.精神障害 者である短時 間労働者 〔注4〕	F.計 $C + D + E \times 0.5$ 〔注3〕
A+B 農、林、漁業	39 (34)	47.0 (42.0)	3 (4)	0 (1)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	8.0 (11.0)	- (-)	7 (6)	0 (0)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	24.0 (22.0)	- (-)	9 (4)	6 (5)	0 (0)	15.0 (9.0)	- (-)	
C 砥業、採石業 砂利採取業	4 (5)	5.0 (5.5)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1.0 (1.5)	- (-)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	- (-)	
D 建設業	341 (287)	434.5 (361.0)	97 (78)	11 (10)	66 (69)	6 (5)	2 (2)	275.0 (238.5)	- (-)	3 (3)	1 (0)	37 (35)	5 (6)	0 (0)	46.5 (44.0)	- (-)	77 (57)	36 (21)	0 (1)	113.0 (78.5)	- (-)	
E 製造業	4,732 (4,603)	5,962.5 (5,855.0)	944 (961)	40 (50)	1,066 (1,085)	46 (43)	12 (12)	3,023.0 (3,084.5)	- (-)	350 (348)	23 (25)	1,337 (1,256)	51 (45)	5 (6)	2,088.0 (2,002.5)	- (-)	759 (673)	86 (91)	13 (8)	851.5 (768.0)	- (-)	
9.10 食料品・たばこ	483 (478)	561.0 (564.5)	55 (64)	5 (5)	81 (84)	13 (13)	5 (4)	205.0 (225.5)	- (-)	43 (39)	6 (8)	174 (169)	15 (9)	3 (4)	275.0 (261.5)	- (-)	65 (59)	14 (17)	4 (3)	81.0 (77.5)	- (-)	
11 繊維工業	26 (24)	28.0 (27.0)	4 (4)	2 (3)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	15.0 (14.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	2 (1)	0 (0)	8.0 (7.5)	- (-)	0 (1)	4 (4)	2 (1)	5.0 (5.5)	- (-)	
12.13 木材・家具	43 (48)	53.0 (57.0)	9 (9)	1 (0)	13 (20)	0 (0)	0 (0)	32.0 (38.0)	- (-)	1 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	0 (0)	14.0 (13.0)	- (-)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	7.0 (6.0)	- (-)	
14.15 パレプ・紙・印刷	249 (241)	308.0 (299.0)	48 (44)	1 (1)	78 (85)	5 (3)	2 (1)	178.5 (176.0)	- (-)	15 (17)	1 (1)	63 (56)	1 (1)	0 (1)	94.5 (92.0)	- (-)	30 (28)	5 (3)	0 (0)	35.0 (31.0)	- (-)	
16~18 化学工業	259 (249)	325.0 (311.5)	49 (42)	1 (3)	49 (49)	5 (5)	0 (1)	150.5 (139.0)	- (-)	25 (27)	3 (0)	66 (67)	8 (6)	2 (1)	124.0 (124.5)	- (-)	42 (38)	8 (10)	1 (0)	50.5 (48.0)	- (-)	
21 烟草・土石	14 (14)	18.0 (17.0)	3 (2)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11.0 (9.0)	- (-)	1 (1)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (5.0)	- (-)	3 (2)	0 (1)	0 (0)	3.0 (3.0)	- (-)	
22 鉄鋼	47 (41)	53.5 (48.0)	5 (5)	3 (2)	13 (14)	1 (0)	0 (0)	26.5 (26.0)	- (-)	2 (2)	0 (0)	14 (9)	0 (0)	0 (0)	18.0 (13.0)	- (-)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	9.0 (9.0)	- (-)	
23 非鉄金属	102 (93)	131.0 (123.0)	22 (23)	3 (3)	29 (28)	0 (0)	0 (0)	76.0 (77.0)	- (-)	7 (7)	0 (0)	28 (25)	0 (0)	0 (0)	42.0 (39.0)	- (-)	11 (7)	2 (0)	0 (0)	13.0 (7.0)	- (-)	
24 金属製品	241 (227)	302.0 (285.5)	35 (32)	2 (0)	44 (46)	0 (0)	1 (0)	116.5 (110.0)	- (-)	27 (27)	2 (2)	97 (90)	0 (1)	0 (0)	153.0 (146.5)	- (-)	29 (24)	3 (5)	1 (0)	32.5 (29.0)	- (-)	
29 電気機械器具	653 (650)	838.5 (843.5)	142 (148)	6 (6)	157 (167)	6 (7)	0 (0)	450.0 (472.5)	- (-)	50 (50)	2 (1)	177 (165)	4 (2)	0 (0)	281.0 (267.0)	- (-)	92 (88)	14 (16)	3 (0)	107.5 (104.0)	- (-)	
25~27 その他機械	2,211 (2,125)	2,851.0 (2,776.0)	492 (507)	11 (22)	504 (484)	2 (11)	2 (4)	1,505.5 (1,527.5)	- (-)	163 (161)	7 (12)	594 (559)	16 (18)	0 (0)	935.0 (902.0)	- (-)	378 (317)	32 (29)	1 (1)	410.5 (346.5)	- (-)	
19.20 その他製造業	404 (413)	493.5 (503.0)	80 (81)	5 (5)	88 (100)	5 (4)	2 (2)	256.5 (270.0)	- (-)	16 (17)	2 (1)	103 (93)	5 (7)	0 (0)	139.5 (131.5)	- (-)	95 (96)	2 (4)	1 (3)	97.5 (101.5)	- (-)	
F 電気・ガス 熱供給・水道業	52 (55)	71.5 (74.5)	19 (20)	1 (1)	16 (18)	0 (1)	0 (0)	55.0 (59.5)	- (-)	1 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	- (-)	10 (9)	1 (2)	1 (0)	11.5 (11.0)	- (-)	
G 情報通信業	168 (151)	215.5 (195.5)	50 (48)	3 (4)	41 (39)	5 (5)	1 (1)	146.5 (142.0)	- (-)	1 (0)	0 (0)	10 (7)	2 (2)	0 (0)	13.0 (10.0)	- (-)	50 (35)	6 (8)	0 (1)	56.0 (43.5)	- (-)	
H 運輸業、郵便業	840 (833)	972.5 (923.5)	150 (125)	20 (19)	233 (235)	28 (29)	4 (7)	569.0 (522.0)	- (-)	23 (20)	1 (6)	163 (152)	32 (48)	1 (2)	226.5 (223.0)	- (-)	131 (123)	38 (44)	16 (23)	177.0 (178.5)	- (-)	
I 卸売業、小売業	1,825 (1,753)	2,049.0 (1,972.5)	280 (270)	43 (46)	311 (317)	49 (49)	48 (43)	962.5 (949.0)	- (-)	71 (72)	11 (12)	479 (449)	70 (86)	8 (9)	671.0 (652.5)	- (-)	280 (271)	96 (87)	2 (1)	415.5 (371.0)	- (-)	
J 金融業、保険業	345 (322)	460.5 (437.0)	115 (113)	7 (9)	113 (114)	3 (3)	1 (1)	351.5 (351.0)	- (-)	3 (5)	0 (0)	38 (35)	2 (2)	0 (0)	45.0 (46.0)	- (-)	57 (38)	7 (2)	0 (0)	64.0 (40.0)	- (-)	
K 不動産業、 物品販賣業	222 (223)	253.5 (260.0)	36 (39)	3 (9)	62 (60)	7 (2)	1 (0)	141.0 (148.0)	- (-)	1 (1)	1 (1)	34 (38)	1 (2)	0 (0)	37.5 (42.0)	- (-)	62 (57)	12 (12)	2 (2)	75.0 (70.0)	- (-)	
L 学術研究、専門 門・技術サービ ス	156 (90)	177.0 (113.0)	24 (22)	2 (0)	30 (18)	1 (1)	0 (0)	81.5 (62.5)	- (-)	2 (2)	0 (0)	14 (13)	0 (1)	0 (0)	18.0 (17.5)	- (-)	46 (23)	28 (10)	7 (0)	77.5 (33.0)	- (-)	
M 宿泊業、 飲食サービス	262 (245)	258.5 (243.5)	28 (24)	2 (8)	35 (36)	7 (8)	12 (11)	102.5 (101.5)	- (-)	3 (5)	9 (7)	57 (56)	33 (32)	5 (3)	91.0 (90.5)	- (-)	33 (28)	26 (20)	12 (7)	65.0 (51.5)	- (-)	
N 生活関連サービ ス、娯楽業	295 (297)	349.0 (363.0)	23 (29)	8 (8)	32 (31)	6 (4)	3 (1)	90.5 (99.5)	- (-)	52 (54)	9 (9)	89 (93)	25 (25)	2 (0)	215.5 (222.5)	- (-)	21 (21)	19 (18)	6 (4)	43.0 (41.0)	- (-)	
O 教育、 学習支援業	122 (145)	154.5 (175.5)	33 (34)	4 (5)	32 (36)	3 (7)	1 (2)	104.0 (113.5)	- (-)	5 (5)	0 (0)	12 (10)	2 (2)	0 (0)	23.0 (21.0)	- (-)	20 (24)	5 (6)	5 (6)	27.5 (41.0)	- (-)	
P 医療、福祉	2,687 (2,583)	2,762.5 (2,683.0)	285 (288)	80 (83)	400 (383)	110 (93)	35 (21)	1,122.5 (1,099.0)	- (-)	79 (81)	71 (78)	411 (402)	349 (368)	14 (5)	821.5 (828.5)	- (-)	332 (329)	452 (401)	69 (51)	818.5 (755.5)	- (-)	
Q 接合サービス 事業	145 (157)	184.0 (199.5)	38 (41)	2 (4)	39 (39)	2 (1)	0 (0)	118.0 (125.5)	- (-)	4 (4)	1 (1)	22 (26)	2 (3)	0 (0)	32.0 (36.5)	- (-)	27 (32)	6 (5)	2 (1)	34.0 (37.5)	- (-)	
R サービス業	898 (856)	996.5 (978.0)	163 (165)	31 (33)	260 (256)	48 (41)	28 (19)	655.0 (649.0)	- (-)	8 (10)	11 (7)	107 (96)	26 (27)	6 (3)	150.0 (138.0)	- (-)	139 (145)	34 (38)	37 (16)	191.5 (191.0)	- (-)	
合 计	13,133 (12,639)	15,353.5 (14,882.0)	2,289 (2,262)	257 (290)	2,738 (2,738)	326 (294)	145 (120)	7,808.5 (7,759.0)	- (-)	454.5 (529.5)	613 (617)	138 (146)	2									

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	② 不 足 数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
40.0人～100人未満	1,068 (100.0%)	934 (87.5%)	134 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	946 (88.6%)
100人～300人未満	420 (100.0%)	186 (44.3%)	159 (37.9%)	52 (12.4%)	21 (5.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50 (11.9%)
300人～500人未満	99 (100.0%)	31 (31.3%)	20 (20.2%)	20 (20.2%)	17 (17.2%)	11 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500人～1000人未満	57 (100.0%)	14 (24.6%)	14 (24.6%)	13 (22.8%)	6 (10.5%)	10 (17.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	27 (100.0%)	5 (18.5%)	4 (14.8%)	1 (3.7%)	4 (14.8%)	7 (25.9%)	5 (18.5%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	1,671 (100.0%)	1,170 (70.0%)	331 (19.8%)	86 (5.1%)	48 (2.9%)	30 (1.8%)	5 (0.3%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	996 (59.6%)

〔第7表の注〕

注1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

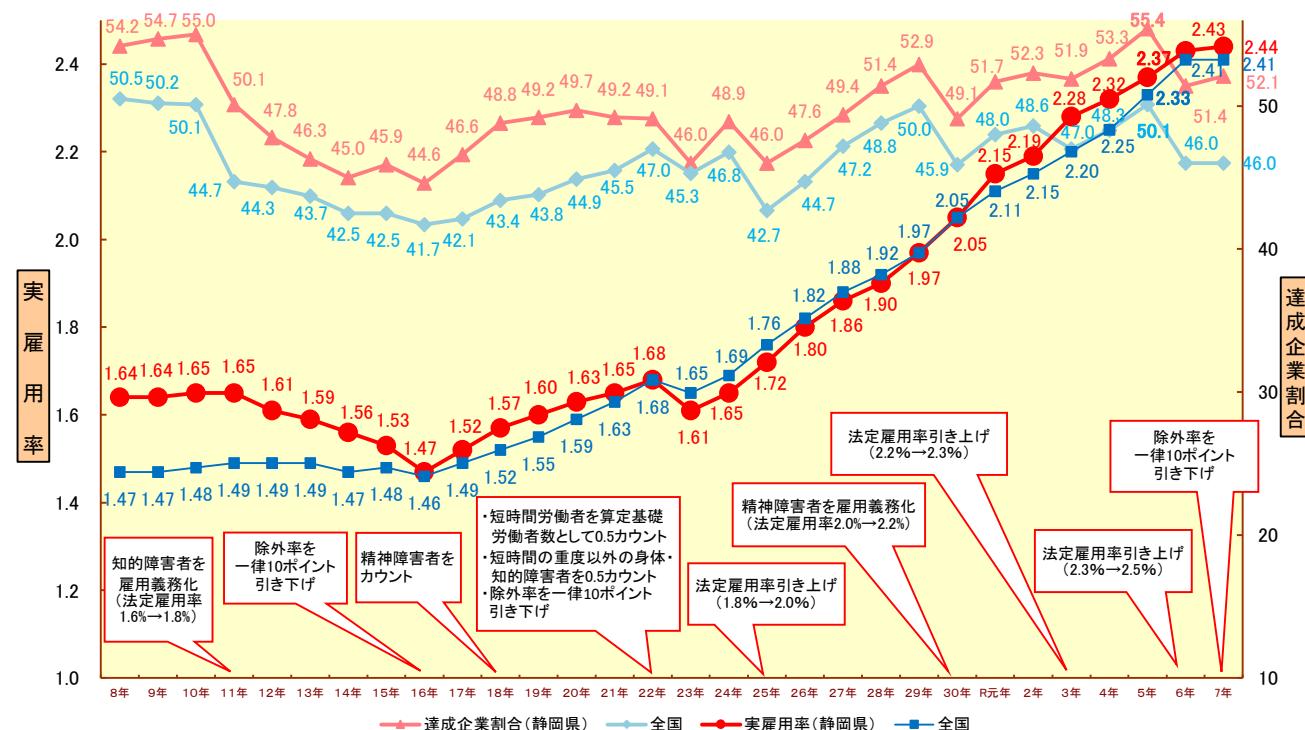
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第8表 民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

調査年	静岡県			全 国			法定雇用率 (対象企業規模)
	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	
8年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	1.6%
9年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	1.6%
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	1.6%
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	1.6%
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	1.6%
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	1.6%
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	1.6%
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	1.6%
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	1.6%
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	1.6%
18年	7,003.5	1.57	48.8	283,750.5	1.52	43.4	1.8%
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	1.8%
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	1.8%
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	1.8%
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	1.8%
23年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	1.8%
24年	8,574.5	1.65	48.9	382,363.5	1.69	46.8	1.8%
25年	9,166.5	1.72	46.0	408,947.5	1.76	42.7	2.0%
26年	9,587.5	1.80	47.6	431,225.5	1.82	44.7	2.0%
27年	10,021.5	1.86	49.4	453,133.5	1.88	47.2	2.0%
28年	10,395.0	1.90	51.4	474,374.0	1.92	48.8	2.0%
29年	10,962.0	1.97	52.9	495,795.0	1.97	50.0	2.0%
30年	11,741.0	2.05	49.1	534,769.5	2.05	45.9	2.2%
令和元年	12,536.5	2.15	51.7	560,608.5	2.11	48.0	2.2%
2年	12,801.5	2.19	52.3	578,292.0	2.15	48.6	2.2%
3年	13,686.5	2.28	51.9	597,786.0	2.20	47.0	2.3%
4年	13,875.0	2.32	53.3	613,958.0	2.25	48.3	2.3%
5年	14,145.5	2.37	55.4	642,178.0	2.33	50.1	2.3%
6年	14,882.0	2.43	51.4	677,461.5	2.41	46.0	2.5%
7年	15,353.5	2.44	52.1	704,610.0	2.41	46.0	2.5%

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率(%)					法定雇用率達成企業の割合(%)				
	令和7年	順位	令和6年	順位	対前年増減	令和7年	順位	令和6年	順位	対前年増減
全国	2.41		2.41		0.00	46.0		46.0		0.0
北海道	2.57	16	2.64	12	▲ 0.07	49.2	34	49.5	34	▲ 0.3
青森県	2.48	24	2.49	24	▲ 0.01	51.5	30	51.6	30	▲ 0.1
岩手県	2.43	33	2.50	23	▲ 0.07	55.3	18	55.4	17	▲ 0.1
宮城県	2.38	41	2.39	39	▲ 0.01	50.3	31	49.4	35	0.9
秋田県	2.50	22	2.49	24	0.01	58.7	5	58.8	9	▲ 0.1
山形県	2.39	40	2.37	40	0.02	53.8	27	52.7	28	1.1
福島県	2.43	33	2.41	36	0.02	55.3	18	54.8	20	0.5
茨城県	2.32	45	2.33	45	▲ 0.01	46.0	43	45.6	43	0.4
栃木県	2.50	22	2.48	26	0.02	54.7	21	54.0	24	0.7
群馬県	2.35	43	2.35	44	0.00	54.3	23	53.2	25	1.1
埼玉県	2.46	27	2.47	27	▲ 0.01	45.6	44	45.5	44	0.1
千葉県	2.43	33	2.40	37	0.03	46.6	42	47.3	41	▲ 0.7
東京都	2.30	46	2.29	47	0.01	31.1	47	30.5	47	0.6
神奈川県	2.42	36	2.40	37	0.02	43.5	45	43.7	45	▲ 0.2
新潟県	2.45	28	2.45	30	0.00	56.0	15	55.2	18	0.8
富山県	2.35	43	2.36	42	▲ 0.01	47.9	38	49.4	35	▲ 1.5
石川県	2.57	16	2.61	13	▲ 0.04	50.1	32	52.6	29	▲ 2.5
福井県	2.72	8	2.61	13	0.11	58.4	6	56.7	15	1.7
山梨県	2.28	47	2.37	40	▲ 0.09	54.5	22	57.4	12	▲ 2.9
長野県	2.47	25	2.47	27	0.00	55.3	18	54.7	21	0.6
岐阜県	2.52	20	2.53	20	▲ 0.01	54.3	23	53.0	27	1.3
静岡県	2.44	32	2.43	32	0.01	52.1	29	51.4	31	0.7
愛知県	2.40	38	2.36	42	0.04	46.9	41	46.5	42	0.4
三重県	2.52	20	2.52	22	0.00	57.7	10	57.6	10	0.1
滋賀県	2.67	10	2.66	10	0.01	54.3	23	54.1	23	0.2
京都府	2.47	25	2.43	32	0.04	49.0	36	48.7	38	0.3
大阪府	2.45	28	2.44	31	0.01	41.4	46	41.7	46	▲ 0.3
兵庫県	2.45	28	2.47	27	▲ 0.02	47.4	39	47.9	39	▲ 0.5
奈良県	2.94	2	3.00	2	▲ 0.06	58.4	6	60.5	6	▲ 2.1
和歌山県	2.77	7	2.78	7	▲ 0.01	57.8	9	59.0	8	▲ 1.2
鳥取県	2.62	13	2.56	18	0.06	57.6	13	61.1	4	▲ 3.5
島根県	2.89	3	2.89	3	0.00	66.7	1	66.3	1	0.4
岡山県	2.45	28	2.58	16	▲ 0.13	49.1	35	50.8	32	▲ 1.7
広島県	2.54	19	2.54	19	0.00	48.9	37	49.1	37	▲ 0.2
山口県	2.71	9	2.77	8	▲ 0.06	53.0	28	54.4	22	▲ 1.4
徳島県	2.40	38	2.42	35	▲ 0.02	56.8	14	57.6	10	▲ 0.8
香川県	2.38	41	2.31	46	0.07	57.7	10	55.2	18	2.5
愛媛県	2.58	15	2.57	17	0.01	49.9	33	50.2	33	▲ 0.3
高知県	2.60	14	2.53	20	0.07	55.9	17	55.7	16	0.2
福岡県	2.42	36	2.43	32	▲ 0.01	47.3	40	47.5	40	▲ 0.2
佐賀県	2.87	4	2.87	5	0.00	62.4	2	62.6	3	▲ 0.2
長崎県	2.84	5	2.88	4	▲ 0.04	58.2	8	57.4	12	0.8
熊本県	2.55	18	2.59	15	▲ 0.04	53.9	26	53.1	26	0.8
大分県	2.65	11	2.77	8	▲ 0.12	59.1	4	60.8	5	▲ 1.7
宮崎県	2.81	6	2.87	5	▲ 0.06	62.0	3	63.5	2	▲ 1.5
鹿児島県	2.65	11	2.66	10	▲ 0.01	56.0	15	57.2	14	▲ 1.2
沖縄県	3.27	1	3.39	1	▲ 0.12	57.7	10	60.0	7	▲ 2.3

II 地方公共団体等における障害者の雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.8%)

第10表 概況

区分	① 機 関 数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数[注1] (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③F÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)	
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者[注3]	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者[注3]	C.重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者[注3]	D.重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者[注3]	E.重度身体 障害者、重 度知的障害 者及び精神 障害者である 短時間勤 務職員[注3]	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇 用分 [注2]			
静岡県	3 (3)	8,479.0 (8,224.0)	63 (59)	4 (9)	112 (98)	7 (7)	1 (0)	246.0 (228.5)	18.0 (10.0)	2.90 (2.78)	2 (2)	66.7 (66.7)
全 国	167 (168)	375,748.0 (361,319.0)	2,555 (2,536)	666 (627)	5,336 (5,065)	483 (499)	43 (34)	11,375.0 (11,030.5)	1081.5 (1041.5)	3.03 (3.05)	148 (150)	88.6 (89.3)

[第10表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出すに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出すに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1現在の数値である。

第11表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)						
	A.実障害者数 [注1]	B.算出障害者数 [注1]	A.重度身体 障害者 [注4]	B.重度身体 障害者 [注4]	C.重度以外 の身体障害 者 [注4]	D.重度以外 の身体障害 者 [注4]	E.重度身体 障害者 [注4]	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇 用分 [注5]	A.重度知的 障害者 [注4]	B.重度知的 障害者 [注4]	C.重度以外の 知的障害者 [注4]	D.重度以外の 知的障害者 [注4]	E.重度知的 障害者 [注4]	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇 用分 [注5]	C.精神障害 者 [注4]	D.精神障 害者 [注4]	E.精神障 害者 [注4]	F. 計 $C + D + E \times 0.5$	G. うち新規雇 用分 [注5]
静岡県	187 (173)	246.0 (228.5)	63 (59)	4 (9)	58 (55)	7 (7)	1 (0)	192.0 (185.5)	8.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	11 (10)	0 (0)	0 (0)	11.0 (10.0)	2.0 (1.0)	43 (33)	0 (0)	0 (0)	43.0 (33.0)	8.0 (3.0)
全 国	9,083 (8,761)	11,375.0 (11,030.5)	2,546 (2,527)	286 (294)	2,912 (2,890)	404 (422)	25 (23)	8,504.5 (8,460.5)	494.0 (441.5)	9 (9)	4 (5)	256 (233)	79 (77)	0 (0)	317.5 (294.5)	70.5 (83.5)	2,168 (1,942)	376 (328)	18 (11)	2,553.0 (2,275.5)	517.0 (516.5)

[第11表の注]

注1 ①A欄の「実障害者数」は②③のA、B、C、D、E欄及び④C、D、E欄の計であり、①B欄の「算出障害者数」は②③④F欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④F欄の計を算出すに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④E欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄を算出すに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③B欄及び④D欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4 ②③のAC欄及び④C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のBD欄及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のE欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③④G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は、令和6年6月1現在の数値である。

② 市町等機関(法定雇用率2.8%)

第12表 概況

区分	① 機 関 数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 〔注1〕 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔③F÷②〕 ×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成機関割合 (%)	
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者 〔注3〕	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 〔注3〕	C.重度以外の身体障害者 〔注4〕	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者 〔注3〕	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 〔注3〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注4〕			
静岡県	48 (47)	41,844.0 (38,523.5)	260 (250)	62 (42)	493 (461)	25 (27)	3 (4)	1,089.0 (1,018.5)	131.5 (90.0)	2.60 (2.64)	26 (26)	54.2 (55.3)
全 国	2,470 (2,488)	1,456,454.5 (1,363,140.5)	8,592 (8,451)	2,021 (1,766)	19,150 (18,049)	1,253 (1,219)	321 (214)	39,142.0 (37,433.5)	3,976.5 (3,626.5)	2.69 (2.75)	1,716 (1,769)	69.5 (71.1)

〔第12表の注〕 第10表と同じ

第13表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)						
	A.実障害者数 〔注1〕	B.算出障害者数 〔注1〕	A.重度身体障害者 〔注4〕	B.重度身体障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	C.重度以外の身体障害者 〔注4〕	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者 〔注3〕	E.重度身体障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注5〕	A.重度知的障害者 〔注4〕	B.重度知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	C.重度以外の知的障害者 〔注4〕	D.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	E.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注5〕	C.精神障害者 〔注4〕	D.精神障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	E.精神障害者である特定短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $C + D + E \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注5〕
静岡県	843 (784)	1,089.0 (1,018.5)	251 (241)	19 (20)	265 (256)	19 (22)	3 (4)	797.0 (771.0)	70.0 (59.0)	9 (9)	3 (0)	40 (39)	6 (5)	0 (0)	64.0 (59.5)	7.5 (3.0)	188 (166)	40 (22)	0 (0)	228.0 (188.0)	54.0 (28.0)
全 国	31,337 (29,699)	39,142.0 (37,433.5)	8,463 (8,335)	698 (683)	10,424 (10,320)	1,018 (997)	155 (117)	28,634.5 (28,230.0)	1,892.0 (1,818.0)	129 (116)	39 (46)	1,348 (1,244)	235 (222)	11 (13)	1,768.0 (1,639.5)	285.5 (256.5)	7,378 (6,485)	1,284 (1,037)	155 (84)	8,739.5 (7,564.0)	1,799.0 (1,552.0)

〔第13表の注〕 第11表と同じ

③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

第14表 概況

区分	① 機 関 数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 〔注1〕 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔③F÷②〕 ×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成機関割合 (%)	
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者 〔注3〕	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 〔注3〕	C.重度以外の身体障害者 〔注4〕	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者 〔注3〕	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 〔注3〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注4〕			
静岡県	4 (4)	24,000.5 (23,259.0)	114 (116)	13 (12)	284 (265)	11 (9)	23 (12)	542.0 (519.5)	71.0 (58.0)	2.26 (2.23)	0 (1)	0.0 (25.0)
全 国	94 (93)	803,974.0 (728,083.5)	4,027 (3,979)	851 (793)	9,322 (8,680)	514 (482)	133 (94)	18,550.5 (17,719.0)	2,492.5 (2,498.0)	2.31 (2.43)	40 (50)	42.6 (53.8)

〔第14表の注〕 第10表と同じ

第15表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)						
	A.実障害者数 〔注1〕	B.算出障害者数 〔注1〕	A.重度身体障害者 〔注4〕	B.重度身体障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	C.重度以外の身体障害者 〔注4〕	D.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	E.重度身体障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注5〕	A.重度知的障害者 〔注4〕	B.重度知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	C.重度以外の知的障害者 〔注4〕	D.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	E.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注5〕	C.精神障害者 〔注4〕	D.精神障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	E.精神障害者である特定短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $C + D + E \times 0.5$	G. うち新規雇用分 〔注5〕
静岡県	445 (414)	542.0 (519.5)	112 (114)	3 (3)	120 (122)	5 (6)	16 (10)	357.5 (361.0)	28.0 (21.5)	2 (2)	0 (0)	46 (41)	6 (3)	0 (0)	53.0 (46.5)	11.5 (12.0)	118 (102)	10 (9)	7 (2)	131.5 (112.0)	31.5 (24.5)
全 国	14,847 (14,028)	18,550.5 (17,719.0)	3,931 (3,887)	267 (243)	4,415 (4,353)	379 (355)	92 (70)	12,779.5 (12,582.5)	1,152.5 (1,166.5)	96 (92)	10 (14)	889 (794)	135 (127)	2 (1)	1,159.5 (1,056.0)	271.0 (287.0)	4,018 (3,533)	574 (536)	39 (23)	4,611.5 (4,080.5)	1,069.0 (1,044.5)

〔第15表の注〕 第11表と同じ

④ 地方独立行政法人等(法定雇用率2.8%)

第16表 概況

区分	① 法 人 数 (法人)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数 〔注1〕 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔③F ÷ ② × 100〕 (%)	⑤ 法定雇用率達成法人数 (法人)	⑥ 法定雇用率達成法人割合 (%)	
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者〔注3〕	B.重度身体障害者である短時間勤務職員〔注3〕	C.重度以外の身体障害者〔注4〕	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者〔注4〕	E.重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員〔注3〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ 〔注2〕				
静岡県	7 (7)	6,898.5 (6,033.0)	42 (44)	11 (10)	72 (74)	1 (2)	1 (0)	168.0 (173.0)	12.5 (22.0)	2.44 (2.87)	2 (6)	28.6 (85.7)
全 国	377 (373)	528,687.5 (471,294.0)	2,971 (2,923)	709 (627)	7,250 (6,767)	304 (273)	134 (85)	14,120.0 (13,419.0)	1,929.0 (1,596.5)	2.67 (2.85)	249 (285)	66.0 (76.4)

〔第16表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

第17表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)						
	A.実障害者数 〔注1〕	B.算出障害者数 〔注1〕	A.重度身体障害者 〔注4〕	B.重度身体障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	C.重度以外の身体障害者 〔注4〕	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者 〔注4〕	E.重度身体障害者である特定短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ 〔注2〕	G.うち新規雇用分 〔注5〕	A.重度知的障害者 〔注4〕	B.重度知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	C.重度以外の知的障害者 〔注4〕	D.重度知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	E.重度知的障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ 〔注2〕	G.うち新規雇用分 〔注5〕	C.精神障害者 〔注4〕	D.精神障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	E.精神障害者である短時間勤務職員 〔注4〕	F. 計 $C + D + E \times 0.5$ 〔注3〕	G.うち新規雇用分 〔注6〕
静岡県	127 (130)	168.0 (173.0)	42 (44)	4 (4)	31 (28)	1 (2)	0 (0)	119.5 (121.0)	7.0 (15.0)	0 (0)	0 (0)	13 (11)	0 (0)	0 (0)	13.0 (11.0)	3.0 (3.0)	28 (35)	7 (6)	1 (0)	35.5 (41.0)	2.5 (4.0)
全 国	11,368 (10,675)	14,120.0 (13,419.0)	2,494 (2,480)	230 (223)	2,822 (2,793)	241 (210)	57 (37)	8,189.0 (8,099.5)	800.5 (741.0)	477 (443)	11 (15)	1,092 (1,030)	63 (63)	2 (0)	2,089.5 (1,962.5)	237.0 (180.5)	3,336 (2,944)	468 (389)	75 (48)	3,841.5 (3,357.0)	891.5 (675.0)

〔第17表の注〕

注1 ①A欄の「実障害者数」は②③のA、B、C、D、E欄及び④C、D、E欄の計であり、①B欄の「算出障害者数」は②③④F欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④E欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のAC欄及び④のCD欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のBD欄及び④のDD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のE欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

⑤ 各機関・法人の状況

第18表 県機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,479.0	246.0	2.90	2.0	
静岡県	6,411.0	184.0	2.87	0.0	注5
静岡県立静岡がんセンター	1,125.0	29.0	2.58	2.0	
静岡県警察本部	943.0	33.0	3.50	0.0	

第19表 市町等機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	41,844.0	1,089.0	2.60	106.0	
静岡市	6,473.5	137.0	2.12	44.0	
浜松市	5,223.0	151.0	2.89	0.0	
沼津市	2,555.5	71.0	2.78	0.0	注5
熱海市	517.5	15.0	2.90	0.0	注5
三島市	1,330.5	38.5	2.89	0.0	注5
富士宮市	1,865.5	51.0	2.73	1.0	注5、注6(1)
伊東市	799.5	17.0	2.13	5.0	注5、注6(2)
島田市	1,803.0	42.5	2.36	7.5	注5、注6(3)
富士市	1,859.0	58.5	3.15	0.0	
磐田市	1,298.0	45.0	3.47	0.0	注5
焼津市	1,249.0	43.0	3.44	0.0	注5
掛川市	1,003.5	32.0	3.19	0.0	注5
藤枝市	1,248.0	35.0	2.80	0.0	注5
御殿場市	969.5	27.0	2.78	0.0	注5
袋井市	919.5	25.0	2.72	0.0	注5
下田市	350.0	8.0	2.29	1.0	注5
裾野市	616.0	17.0	2.76	0.0	注5
湖西市	762.0	18.0	2.36	3.0	注5、注6(4)
伊豆市	414.5	8.5	2.05	2.5	注5
御前崎市	504.0	10.0	1.98	4.0	注5
菊川市	605.0	12.0	1.98	4.0	注5
伊豆の国市	549.5	13.5	2.46	1.5	注5、注6(5)
牧之原市	322.0	10.0	3.11	0.0	
東伊豆町	124.5	3.0	2.41	0.0	
河津町	100.5	4.0	3.98	0.0	
南伊豆町	136.0	2.0	1.47	1.0	
松崎町	98.0	3.0	3.06	0.0	
西伊豆町	131.0	3.0	2.29	0.0	
函南町	454.5	13.0	2.86	0.0	注5
清水町	325.5	9.0	2.76	0.0	注5
長泉町	472.5	15.0	3.17	0.0	注5
小山町	373.5	6.0	1.61	4.0	注5
吉田町	355.0	9.0	2.54	0.0	注5
川根本町	119.0	4.0	3.36	0.0	
森町	486.0	12.0	2.47	1.0	注5
牧之原市教育委員会	40.0	2.0	5.00	0.0	
東伊豆町教育委員会	51.0	0.0	0.00	1.0	
西伊豆町教育委員会	50.0	0.0	0.00	1.0	
静岡市上下水道局	422.5	12.0	2.84	0.0	
浜松市上下水道部	302.0	6.0	1.99	2.0	注6(6)
共立蒲原総合病院組合	407.0	10.0	2.46	1.0	注6(7)
浜名湖競艇企業団	105.0	2.0	1.90	0.0	
磐田市立総合病院	856.5	19.5	2.28	3.5	
掛川市・袋井市病院企業団	885.0	19.0	2.15	5.0	
志太広域事務組合	58.0	2.0	3.45	0.0	
藤枝市立総合病院	913.0	18.0	1.97	7.0	
焼津市立総合病院	677.0	15.0	2.22	3.0	
富士市立中央病院	663.5	15.0	2.26	3.0	

第20表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	24,000.5	542.0	2.26	104.0	
静岡県教育委員会	15,745.0	384.5	2.44	40.5	
静岡市教育委員会	3,543.0	80.0	2.26	15.0	
浜松市教育委員会	4,124.0	65.0	1.58	46.0	
富士市教育委員会	588.5	12.5	2.12	2.5	

第21表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	6,898.5	168.0	2.44	25.5	
国立大学法人静岡大学	1,125.0	27.0	2.40	4.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,906.0	45.0	2.36	8.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	2,310.5	55.5	2.40	8.5	
地方独立行政法人静岡市立静岡病院	994.0	31.5	3.17	0.0	
静岡県公立大学法人	381.0	6.0	1.57	4.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	123.0	2.0	1.63	1.0	注6(8)
静岡県住宅供給公社	59.0	1.0	1.69	0.0	

注 1 各表(「第21表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.8%)」の表を除く)における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「第21表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.8%)」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数又は労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります。この場合、法定雇用率達成となる。

5 注5の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(県知事部局)

認知地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局	

令和7年6月1日現在

特例認定一覧(市町)

認知地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
沼津市	沼津市教育委員会	沼津市水道部	
熱海市	熱海市教育委員会	熱海市公営企業部	
三島市	三島市教育委員会		
湖西市	湖西市教育委員会	湖西市立湖西病院	
御殿場市	御殿場市教育委員会		
島田市	島田市教育委員会	島田市立総合医療センター	
富士宮市	富士宮市教育委員会	富士宮市水道企業	富士宮市議会事務局
	富士宮市監査委員会事務局	富士宮市農業委員会事務局	富士宮市選挙管理委員会事務局
長泉町	長泉町教育委員会		
伊豆市	伊豆市教育委員会		
伊豆の国市	伊豆の国市教育委員会		
清水町	清水町教育委員会		
裾野市	裾野市教育委員会		
掛川市	掛川市教育委員会	掛川市水道事業所	掛川市監査委員事務局
御前崎市	御前崎市教育委員会		掛川市農業委員会事務局
菊川市	菊川市教育委員会		
小山町	小山町教育委員会		
袋井市	袋井市教育委員会		
函南町	函南町教育委員会		
藤枝市	藤枝市教育委員会		
磐田市	磐田市教育委員会		
焼津市	焼津市教育委員会		
伊東市	伊東市教育委員会		
下田市	下田市教育委員会		
森町	森町教育委員会		
吉田町	吉田町教育委員会		

令和7年6月1日現在

6 (1)富士宮市は、9月1日時点において、障害者の数53.0人、実雇用率2.84%、不足数0.0人となっている。

(2)伊東市は、12月1日時点において、障害者の数22.0人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。

(3)島田市は、11月1日時点において、障害者の数51.5人、実雇用率2.86%、不足数0.0人となっている。

(4)湖西市は、11月1日時点において、障害者の数21.0人、実雇用率2.75%、不足数0.0人となっている。

(5)伊豆の国市は、11月1日時点において、障害者の数16.5人、実雇用率2.96%、不足数0.0人となっている。

(6)浜松市上下水道部は、11月1日時点において、障害者の数8.0人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。

(7)共立蒲原総合病院組合は、11月13日時点において、障害者の数12.0人、実雇用率2.95%、不足数0.0人となっている。

(8)公立大学法人静岡文化芸術大学は、8月1日時点において、障害者の数3.0人、実雇用率2.42%、不足数0.0人となっている。